

赤磐の新しい風

赤磐市議会議員 政治倫理審査委員会スタート

土地売買の不正疑惑 のこれまで

敢えて購入する必要のない土地を赤磐市が購入して市に損害を与えたとされる事件は、井上市長が元副市長ら4人を告訴したことでも広く市民の知るところとなり、また、程なく設置された百条委員会では証人喚問などを行って、土地売買に誰がどのように関与したかの究明が行われ、市民は強い関心を持って見守つきました。

そしてこの件に関しての司法の判断は「不起訴処分」という納得できない結果となりました。百条委員会の最終報告では、これら一連の行為は吉井町時代の「悪しきなれ合い」の結果であるとして、土地の所有者であつた北川市議に対して、土地代金の返還と登録免許税の支払いを求め、また証人喚問に応じなかつたなど、議員にふさわしくない行為があつたとして議会に厳しい対応を取るよう求めました。

こうした経緯を踏まえ、昨年の9月、赤磐市議会では北川市議の議員の資質を問う「赤磐市議会議員倫理審査会」をスタートさせました。この審査会ではこれまで問題になつてゐる周匝や里の土地の現地視察を行つたほか、改めて参考人招致を行い、北川市議の関与の実態を浮き彫りにしてきました。

今年の4月20日と5月9日には北川市議本人に事情聴取しました。この中で、周匝の土地売買に関する三者契約の際、売却単価が不当に高く、また取得した土地の単価が不当に安かつたのは何故か、それに市議が支払うべき登録免許税をなぜ支払わなかつたか、また

議会に政倫審設置

赤磐市議会議員倫理規定（平成21年3月2日制定）
（参考）
（1）市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の者のために有利な取り計らいをしないこと。
(2) 議員活動に関し、市民に疑惑の念を与え又は道義的批判を受けるおそれのある寄付等を受けないこと。
(3) 市の職員等の公正な事務執行を妨げ、その権限、地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

（4）市の職員等の採用に關して推薦又は紹介をしないこと。
（5）市の職員等の昇格若くは証人又は移動等の人事について関与しないこと。
(6) 地方自治法第117条の規定により議会での事案審議にあたり除斥が予見できる職への就任はできだけ避け、市民に対してもう一度努力すること。

「赤磐の新しい風」を読んできて1年あまりになる。誘われて議会や委員会を傍聴してきました。その間、選ばれた者（議員）の責任、選んだ者（住民）の責任を考え続けてきました。主権在民の基本理念に立つて、選挙という手続きによつて議員や首長を選ぶ議会制民主主義によつて政治がおこなわれる。選んだ者（住民）は投票する権利を行使し、自分たちの代表にふさわしい人を選ばなければなりません。選ばれた者（首長、議員）は住民（政治家のレベルが低いのため公正、公平な政治をする責任がある。）が真実を伝えるうちに議会は眞に市民のものにならぬはずだ。

市民の声

高木唱洋（山陽団地）

投稿

高木唱洋（山陽団地）

（1）市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の者のために有利な取り計らいをしないこと。
(2) 議員活動に関し、市民に疑惑の念を与え又は道義的批判を受けるおそれのある寄付等を受けないこと。
(3) 市の職員等の公正な事務執行を妨げ、その権限、地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
(4) 市の職員等の採用に關して推薦又は紹介をしないこと。
(5) 市の職員等の昇格若くは証人又は移動等の人事について関与しないこと。
(6) 地方自治法第117条の規定により議会での事案審議にあたり除斥が予見できる職への就任はできだけ避け、市民に対してもう一度努力すること。

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、475の法律が一挙に改正され、地方自治体の条例制定権も大きく拡大しました。それによつて条例が正しく制定され、また適正に運用されているかを監視する議会の役割が大きくなり、議会改革が必要になつてきました。

こうした地方分権の流れや行財政改革の推進といった要請がある一方で、既得権擁護に走りがちな地方の議会にあつては、議会改革についてはややもすれば消極的になりがちでしたが、市民の政治意識の高まりの中から議会不要論が出るに至つて各地で議会に関する基本的事項を定める「議会基本条例」を制定する動きが活発になつてきました。

岡山県下でも22年10月に井原市議会が議会基本条例を制定したのを始め、新見市、笠岡市と相次いでいます。

昨年4月に小田百合子氏が議長に就任して1年が経過した今年、かねてから議会基本条例の必要性を感じていた小田議長は4月開催の議会全員協議会で構想を明らかにし、全員の了解を得た後、この5月、議会基本条例の制定に向けての作業部会を8人のメンバーでスタートさせました。

議会基本条例の制定を

赤磐市議会のこれから

議会基本条例の目標は地方議会及び議員の「権限」また115条による「原則」129条から133条で定められている「紀律」などについて、地方の吉井觀光のバス路線存続などについて黒い噂があるが事実かなどと質しました。

今年2月2日に開催された臨時議会では経営不振により赤字経営を余儀なくされている和氣鶴飼谷温泉施設の財産処分について質問されました。

小倉議員は質疑の中で最初2市1町の負担は2、500万円だつたはずが、最終的には3、500万円になつたが、積み立てる「基金を積み立てていたはずだがどうなつていていたのか」、「温泉施設

TEL 住務局 Fax 086・955・3633
「赤磐の新しい風」の会への参加をお待ちしています。※入会金は百円

赤磐市山陽4丁目2の30
「赤磐の新しい風」の会事務局

鶴飼谷温泉財産処分疑惑

「○○○○変わる負担金

の存続、精算金の増額、吉井觀光のバス路線存続などについて黒い噂があるが事実かなどと質しました。

しかし市からの明確な答弁はなく、このまま経営を続けるとますます負担が大きくなるという判断から結局議案は通過することになりました。

がとうございました。本年度も市民目線で議会の正常化を求めて真実をお知らせ出来るよう頑張つてまいります。

作業部会メンバー
海野（座長）、治徳（副座長）、福木、岡崎、盛
金谷、原田、小倉、松田

規定も求められます。来年の3月に控えている議員選挙で制定作業が中断、あるいは後退するのを避けるため、今後作業部会では原案を取りまとめた上で委員会に昇格させた後、年内の制定を目指すとしています。

こうした観点から赤磐市の議会基本条例に対し、市議会基本条例の必要性の向上はもちろんですが、公聴会の開催などを通して市民一人一人の政治に対する関心を喚起することのできる条例制定が求められます。

また、この条例には現在も審議が続いている政治倫理審査会の結論を取り込んだより厳しい倫理

百条委員会報道からスタートした「赤磐の新しい風」ですが、市議会が追求から対策へと舵を切り、市民の付託に叶う議会基本条例制定に向けています。

「赤磐の新しい風」7号まで多くの支援者の協力があり、合わせて63、000部を配布してまいりました。配布中に皆様から同感、疑問点など多くの言葉を頂きました。

夏の暑い日には冷えたお茶を、寒い時には温かいお茶を差し入れて励まして頂きました。玄関先でカンバを頂いたり、スイカやアイスクリームを下さった方もあります。

吉井町では、こんな山奥まで勇気をもつて配付してくれた。

山奥まで勇気をもつて配付してくれた。死ぬまでこのようなビルはあります。

吉井町では、こんな

編集後記